

貝塚市後援等名義使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民又は団体(以下「団体」という。)が行う事業に対する貝塚市の共催、協賛、協力及び後援(以下「後援等」という。)の名義に係る使用の承認(以下「名義使用承認」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が事業の企画又は運営に参画し、共同開催者として責任の一部を分担することをいう。
- (2) 協賛 市が事業の趣旨を支持し、他の要綱等で定める金銭的な援助等をするをいう。
- (3) 協力 市が事業の趣旨に賛同し、その実施について援助することをいう。但し、(2)の協賛を除く。
- (4) 後援 市が事業の趣旨に賛同する意を表すことをいう。

(対象)

第3条 後援等の名義使用承認を求められることができるものは、公共的又は公益的活動を行うもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市が行う施策又は事業に関連する活動を行うもの
- (2) 主催者の存在が規則・会則等で明確に定められ、活動実績があるもの

(承認基準)

第4条 市長は、次の各号の全ての基準を満たす事業に対して、後援等の名義使用承認をすることができる。

- (1) 公共の福祉に寄与するものであること。
- (2) 市民文化の振興及び向上に役立つこと。
- (3) 主として本市域又は大阪府域において開催する事業であること。
- (4) 政治的又は宗教的活動でないこと。
- (5) 売名又は営利を目的としないこと。
- (6) 不特定多数の市民が参加することができるものであること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものでないこと。
- (8) その他市長が特に不相当であると認めたものでないこと。

(申請)

第5条 事業に対して後援等の名義使用承認を求めるとは、貝塚市後援等名義使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 事業等計画書
- (2) 事業に関する予算書
- (3) 主催者の存在が定められた規則・会則等
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(承認の決定)

第6条 市長は、後援等の名義使用の可否を決定したときは、貝塚市後援等名義使用承認決定通知書(様式第2号)又は貝塚市後援等名義不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、後援等の名義使用承認を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は中止)

第7条 後援等の名義使用承認を受けたものは、当該事業の内容を変更又は当該事業を中止するときは、速やかに、変更内容又は中止する旨を貝塚市後援等名義使用変更・中止届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(事業実績の報告)

第8条 後援等の名義使用承認を受けたものは、当該事業終了後1月以内に貝塚市後援等名義使用報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、後援等の名義使用承認を受けたものが、偽りその他不正な手段により承認を受けたとき、若しくは承認を受けた後、不正な行為を行ったとき、又は第4条に規定する承認の規準に適合しないと認めるときは、貝塚市後援等名義使用取消通知書(様式第6号)により通知し、その承認を取り消すことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援等の名義使用承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(平成27年5月1日)

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(令和5年12月18日)

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(令和6年4月1日)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。